

保健看護学部学校推薦型選抜における疑義申し立てについて

入学試験の入学決定に関する疑義がある場合、どのような疑義であるのか理由をつけて、受験者本人が書面を作成し、下記の期間内に郵送にて保健看護学部事務室に申し立てをすることができる。

(1) 申し立て期間

令和6年6月10日（月）から6月24日（月）（消印有効）

(2) 申し立て方法

申し立て期間に以下の申請先に必要書類を郵送すること。持参による申請は受付しない。

申請先 〒641-0011

和歌山市三葛 580 番地 和歌山県立医科大学保健看護学部事務室

(3) 提出書類

① 疑義申し立て申請書（A4用紙、書式自由）

申請書には下記事項を記載すること。

○タイトルに「入学試験に係る疑義申し立て申請書」と記載すること。

○受験者本人の「受験番号、氏名、郵便番号、住所」を記載すること。

○「疑義の内容・理由」について記載すること。

② 「令和6年度和歌山県立医科大学保健看護学部受験票」原本

③ 「令和6年度大学入学共通テスト受験票」原本

④ 「返信用封筒（角形2号：24cm×33.2cm）に申請者（受験者）の郵便番号・住所・氏名を記入し、470円分切手を貼付したもの」注6参照

（注1）上記②③の受験票については、確認後開示内容とともに返却する。

（注2）返信用封筒の宛名は必ず受験者本人としてください。受験者本人以外には発送しない。

（注3）返信用封筒に貼付する切手は、重ねて貼付しないこと。

（注4）返信用封筒「角形2号：24cm×33.2cm」のサイズは厳守すること。指定されたサイズ以外の場合、郵便料金の不足により開示に応じることができない。

（注5）返信用封筒に470円分の切手を貼付していない場合、切手代金が不足している場合、提出書類が同封されていない場合、書類不備の場合は、「申し込まない」者として処理する。

（注6）郵便料金が改定された場合は、改定後の定形外郵便物（50g以内）簡易書留料金分の切手を返信用封筒に貼付すること。

(4) 結果の通知

疑義申し立ての内容等を学内で審査し、調査を行うか否かを決定する。

調査を行った場合はその結果を、調査を行わなかった場合はその理由を書面にて通知する。